

第71回評議員会

日時：1月11日(土)13時半

場所：自治体福祉センター



ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第337号

2019年

12月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 337 号 URL 版 2019 年 12 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

オスプレイくるな

暫定配備反対

12・1県民大集会 in 木更津

12月1日に『オスプレイ暫定配備反対 12・1 県民大集会 in 木更津』が木更津市吾妻公園で開かれました。「木更津の空にオスプレイはいらない。佐賀にも沖縄にも横田にも日本の空にオスプレイはいらない」と全国の仲間と連帯し、木更津駐屯地への暫定配備を阻止するため2000人が結集しました。全県から参加した千葉労連の仲間の他、君津・木更津地区労働組合連合会、君津・木更津地区労センター、オスプレイくるないらな住民の会、平和・人権・教育と文化を考える会など様々な団体や近隣住民などが集まりました。

オスプレイ配備の危険性



オスプレイは日本の空のどこにも
飛ばさせない

防衛省は2020年3月、オスプレイ5機を木更津駐屯地に暫定配備し、さらに21年度末までに、陸上自衛隊が導入する17機を木更津に配備しようと狙っています。

木更津市議会では『オスプレイ暫定配備5年容認案』が提案される事態で、「期限のない暫定配備、や度重なる墜落事故などが地域住民の生活を脅かすことが危惧されています。

住民の会の吉田勇悟会長は「緊急事態だ。暫定配備容認となれば、最終的に51機が木更津に来る。オスプレイは平和の役に立たないどころか、平和を壊すものだ」

とオスプレイの問題点を指摘。加えて「木更津は、漁業や潮干狩りを行う海岸と住宅街、東京湾の工業地帯や羽田空港に隣接している。衣食住を守り暮らせる木更津のために、なんとしてもオスプレイ暫定配備を阻止しなければならない」と訴えました。

野党共闘の力

来賓には、日本共産党・畑野君枝衆議院議員、社民党・福島瑞穂参議院議員、国民民主党・青木愛参議院議員、新社会党・石井俊雄千葉県本部委員長、緑の党・小西正人千葉県本部運営委員長、市民ネットワーク・伊藤とし子県会議員、地域団体からは、平和フォーラム・竹内広人氏、パトリオットいらな習志野基地実行委員会・吉沢弘志氏、横田基地問題を考える会・福本道夫氏、安保法廃止！オール千葉・島貫美穂子氏らが激励と連帯のあいさつをしました。

あいさつでは、「防衛省は、木更津駐屯地にオスプレイ暫定配備する。暫定期間さえ答えず、配備されれば、一日 15 回、一年 4 5 0 0 回もの離発着訓練が予定されている。低空飛行で昼も夜も、学校の上でも、あらゆる場所で実践を想定し訓練する。防衛のための配備というが、みずから落ちるオスプレイに人助けができるのか。配備しないことが一番の災害回避となる」(畑野衆議院議員)、「次の選挙でオスプレイ反対野党を増やしともにたたかおう。問題を抱えるオスプレイの暫定配備及び整備拠点に反対するとともに、17 機で 3 5 0 0 億円もの税金を使うオスプレイの導入は容認できない。基地もオスプレイもいらぬの運動を広めよう」(石井委員長)、「オスプレイの任務は、習志野第一空挺隊(パラシュート部隊)や佐世保の水陸機動団を目的地に運ぶ訓練も想定している。海外へ殴り込み部隊を運ぶことになり、南西海域の島嶼奪回という名目で専守防衛の域を超え、戦争に突き進むためのもの。千葉県民が佐賀県民のような暫定配備阻止の運動が求められる」(吉沢氏)などの発言がありました。



全県一丸となりオスプレイに反対

また、立憲民主党千葉県連合代表生方幸夫衆議院議員、安保関連法に反対するママの会@ちば金光理恵氏、「ヘリパッドはいらぬ」住民の会清水暁氏、「佐賀空港への自衛隊オスプレイ等配備反対地域住民の会」会長古賀初次氏、安保廃棄中央実行委員会事務局長東森英男氏など、オスプレイ暫定配備反対を求める仲間からメッセージやエールが寄せられています。

集会の最後に、参加者全員で集会アピールを採択し、木更津駅にむけてオスプレイ暫定配備反対のパレードを整然と行いました。

軍需産業の促進に市民らが反対

11・18～20 武器見本市 抗議行動

11 月 18 日から 20 日まで、幕張メッセで武器見本市『DSEI JAPAN 2019』が開催。イギリスでは 2 年に一度、世界最大級の武器見本市が開催され、イギリス以外での開催は今回が初めてです。

開催初日『安保関連法に反対するママの会@ちば』と『幕張メッセでの武器見本市に反対する会』が呼びかけ大抗議を実施。会場入口に、市民約 4 1 0 人が集まり「武器はいらぬ」とコールし、



戦争犠牲者を模し横たわる『ダイ・イン』行動

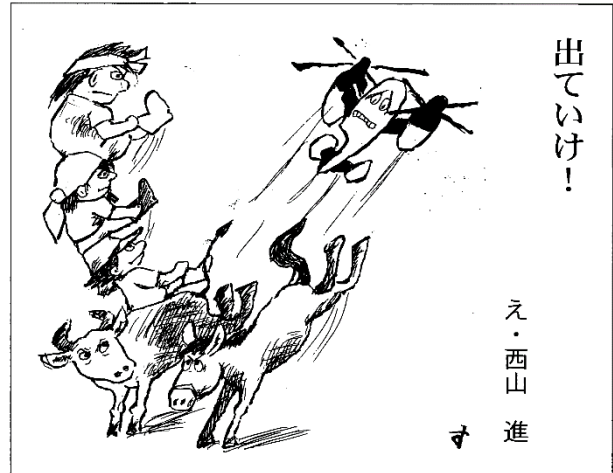
参加者が手をつなぎ会場を包囲する『人間の鎖』や、戦争犠牲者を模倣した『ダイ・イン』で抗議。抗議行動では日本共産党の井上哲士参議院議員などもスピーチしました。

武器見本市『D S E I』は日英両政府が支援し、三菱重工など国内メーカー59社が参加。世界から160社が出展し、戦闘機などを展示しました。

幕張メッセが武器見本市の会場となるのは3度目。ママの会と反対する会は6日、森田健作千葉県知事に「世界の軍事拡大を促進する『武器見本市』に、県有施設を貸し出さないで下さい」とする請願署名841人分を提出し、累計の署名数は2万2114人分となっています。

波 涛

小松菜は12月から2月に旬を迎える冬野菜。冬菜や雪菜とも呼ばれていた。南葛飾の小松川で栽培されていたことから、江戸時代に小松菜と命名▼ビタミン、ミネラルが豊富な緑黄色野菜で、カルシウムはほうれん草の3倍以上!骨粗鬆症予防にも効果的だ。たんぱく質や油脂を多く食品と組み合わせると吸収率がアップし、豚肉と炒めたり、油揚げと合わせるのがお勧めである。お正月の雑煮に小松菜を入れてみよう▼紅白かまぼこは半月は日の出を表し、めでたい紅白で紅は魔除け、白は清浄の意。書き、長寿を願い、おせち料理のお重の中を今一度眺め、先人からの知恵を力に一年の年初めを元気に過ごしていこう。



え・西山 進

【2面】

『うそ』にだまされない力をつける

2019ちば労働学校 第4回目

12月8日、自治体福祉センターで2019年ちば労働学校の最終回(4回目)が32名で開催されました。「この労働学校では学びを通じ、現政権の『うそ』にだまされない力をつけよう」と、徳田暁夫校長が呼びかけました。

今こそ確認・基本的な働き方

一つ目の講座では、『今さら聞けない…。基本的な働くルール』と題して、茂原労働基準監督署の奥田拓也監督官が講演。「労働法には労働基準法、労働安全衛生法、労働組合法など、多くの法律が含まれている。これを学ぶことで自分たちの権利を守ることができる」と話しました。

二つ目の講座では『働く人たちが輝く社会に～労働組合の歴史と展望～』をテーマに、千葉労連の本原康雄議長が講演しました。「労働組合の出発点は資本による搾取強化とのたたかいからはじまった。100年を超える日本の労働組合の歴史は、対立と分断とのたたかいだった。だからこそ、団結と統一が大事だ。労働者階級の完全な解放という広大な目的のために、団結しよう」と熱く訴えました。



労働基準監督官から労働法について学ぶ

「職場の疑問が解決」 県国公 根本富明さん

9 月 15 日の第 1 回目から 4 回目まですべての講座に出席した県国公の根本富明さんは「全 4 回の労働学校に参加するなかで、これまで抱えていた勤務中の疑問点も解決できた。校外学習では昔ながらの醤油や酒作りなど伝統を知ることができた。来年も参加したい」と感想を述べました。

組織を越えた相互支援で大幅賃上げの実現を

12・7 春闘討論集会

千葉労連は、2020 年国民春闘学習討論集会を 12 月 7 日、千葉土建会館で開催。39 人が結集しました。

全労連・布施氏が講演

全労連の布施恵輔事務局次長が『8 時間働けば普通に暮らせる社会をめざす 働くルールの国際比較と労働者のたたかい』と題して講演し、4 つの点を解説。一つ目は、先進 19 ヶ国と比較すると、日本の有給休暇取得率の低さが最下位であること。二つ目は、労働時間や賃金の面でオーストラリアと比較し低水準にあること(オーストラリアでは 1856 年に 8 時間労働制が法制化。1907 年最低賃金制スタート、基準労働時間週 38 時間など)。三つ目は、世界で問われる二つの道、ディーセントワークの実現と労働組合の役割。



来年の春闘方針について提案

そして最後に、最低賃金など社会的規制を求める運動と組合の交渉で賃金引き上げが必要と訴えました。

7 人が発言し補強

千葉労連矢澤純事務局長より、『実現しよう・1 日 8 時間働いて暮らしていける社会、つながろう・相互支援ですべての職場の大幅賃上げ、守ろう・安心して働ける職場と平和憲法』のスローガンや県内 100 駅春闘統一宣伝行動、2020 年国民春闘方針骨子の提案後、全体で討論しました。

討論では、①オスプレイ暫定配備反対と展開②労働法制改正③組合員解雇の労働委員会のとりくみ④労働相談センターのとりくみ⑤医療・介護職場での 2020 春闘のたたかい⑥災害復興にかかる自治体の実態や防災協定⑦会計年度任用職員への対応⑧地域労連の拡大などの課題を、8 組織 7 人が発言し、春闘方針骨子を補強。矢澤事務局長は、「すべての職場で千葉労連に結集し、方針を実践、諸要求を実現し、労働者の団結力を使用者に知らせ、社会に見せ・見える 2020 年春闘にする」とし、互いの奮闘を強調しました。

労働相談一ヶ月 ～育児休業期間の延長～

Q 育児休業中で、この先復職を希望していますが、使用者と話し合うたびに『復職時の労働条件』が変わります。当初の話では、一定の配慮があったので多少の無理を承知で了承しました。ところが後日、話があるとされ出された条件には大分違いがあり、復職が難しい状況になっています。

まだ決まっていますが、保育園に子供を預けることが前提での復職です。もし保育園に入れなかった場合、育児休暇の延長はできますか。

A 育児休業制度は、仕事と育児を両立する制度として作られたものです。両立という制度の主旨に基づいて運用されることが必要と考えます。

したがって、事業主には、復職を希望する労働者に対しては、仕事と育児が両立するように配慮することが求められます。相談者の状況は、復職を希望する労働者に対し、事業主として配慮を欠いた対応になっています。話し合いを行い、復職を実現して下さい。育児休業の延長問題は、育児・介護休業法の改正が(2017年(平成29年)10月1日施行)行われ、従来、「育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れられない等の場合、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる」となっていましたが、「1歳6か月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を『最長2歳まで』延長できる」と変わりました。相談者は、事業主と復職について話し合いながら、保育園に入園できなかった場合は、育児休業期間の延長を申し出ることになります。原則、事業主は申出を拒否することはできません。事業主が制度の主旨を理解して対応することでトラブルにならず解決できます。【中林】